（七十歳以上の使用される者の要件）

**第十条の四**　法第二十七条に規定する厚生労働省令で定める要件は、同条に規定する適用事業所に使用される者であつて、次の各号のいずれかに該当するものでないこととする。

一　法第十二条各号に定める者

二　法附則第四条の六第九項に規定する短時間労働者のうち、最低賃金法第七条の規定の適用を受ける同条各号に掲げる労働者であつて、その者の報酬（同法第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして第五条の八で定めるものを除く。）について、第五条の九で定めるところにより、法第二十二条第一項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であるもの

（被保険者の資格取得の届出）

**第十五条**　（略）

2～5　（略）

（削る）

6　（略）

（七十歳以上の使用される者の該当の届出）

**第十五条の二**　法第二十七条の規定による第十条の四の要件に該当するに至つた日の届出（法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用される七十歳以上の使用される者（以下「船員たる七十歳以上の使用される者」という。）に係るものを除く。第三項及び第二十二条第一項第五号において「七十歳以上被用者の要件該当の届出」という。）は、当該事実があつた日から五日以内に、厚生年金保険被保険者資格取得届・七十歳以上被用者該当届（様式第七号）又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行うものとする。ただし、第十条の四の要件に該当するに至つた日の前日において適用事業所に使用されていた被保険者が、引き続き当該適用事業所に使用されることにより同条の要件に該当するに至つたとき（当該者の標準報酬月額に相当する額が第十条の四の要件に該当するに至つた日の前日における標準報酬月額と同額である場合に限る。）は、この限りでない。

2～4　（略）

**第十五条の三**　（略）

（法附則第四条の六第二項被保険者の資格取得の届出）

**第十五条の四**　事業主は、第五条の十の規定による申出を受けたときは、速やかに、申出書に厚生年金保険被保険者資格取得届・七十歳以上被用者該当届（様式第七号又は様式第七号の二）又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを添えて機構に提出しなければならない。この場合において、当該申出をしようとする者が同時に健康保険法施行規則第三十七条の四の規定による協会の管掌する健康保険の被保険者の資格取得の申出を行うときは、これに併記又は記録するものとする。

2　日本国籍を有しない者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）に係る第五条の十の申出書には、厚生年金保険被保険者ローマ字氏名届（様式第七号の三）を添えなければならない。

（七十歳以上の使用される者の要件）

**第十条の四**　法第二十七条に規定する厚生労働省令で定める要件は、同条に規定する適用事業所に使用される者であつて、かつ、法第十二条各号に定める者に該当するものでないこととする。

（新設）

（新設）

（被保険者の資格取得の届出）

**第十五条**　（略）

2～5　（略）

6　第一項又は第三項の届書又は光ディスクには、第三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる申出のあつた事項又は同条第二項の規定により申出のあつた事項を付記し、又は記録しなければならない。

7　（略）

（七十歳以上の使用される者の該当の届出）

**第十五条の二**　法第二十七条の規定による第十条の四の要件に該当するに至つた日の届出（法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用される七十歳以上の使用される者（以下「船員たる七十歳以上の使用される者」という。）に係るものを除く。第三項及び第二十二条第一項第四号において「七十歳以上被用者の要件該当の届出」という。）は、当該事実があつた日から五日以内に、厚生年金保険被保険者資格取得届・七十歳以上被用者該当届（様式第七号）又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行うものとする。ただし、第十条の四の要件に該当するに至つた日の前日において適用事業所に使用されていた被保険者が、引き続き当該適用事業所に使用されることにより同条の要件に該当するに至つたとき（当該者の標準報酬月額に相当する額が第十条の四の要件に該当するに至つた日の前日における標準報酬月額と同額である場合に限る。）は、この限りでない。

2～4　（略）

**第十五条の三**　（略）

（新設）